

県市町村 Web 会議・情報連絡システム  
貸借仕様書

令和8年2月

福島県企画調整部デジタル変革課

## 目次

1	調達内容	3
1.1	調達件名	3
1.2	調達の概要	3
1.3	システムの導入場所	3
1.4	賃貸借期間	3
2	調達要件	3
2.1	モバイル端末管理サービス（MDM）要件	3
2.2	Web 会議サービス要件	3
2.3	セキュリティ要件	4
2.4	端末要件	4
2.5	端末の通信回線要件	4
2.6	電子メールサービス	5
3	納品	5
4	携帯端末の補償	5

## 1 調達内容

### 1.1 調達件名

県市町村 Web 会議・情報連絡システム賃貸借

### 1.2 調達の概要

- (1) Web 会議用タブレット端末 13 台
- (2) タブレット用スタンドカバー 13 式
- (3) タブレット用モバイルデバイス管理 13 台分
- (4) LTE 回線 13 式
- (5) Zoom ユーザライセンス 37 式

### 1.3 システムの導入場所

福島県デジタル変革課の指定する場所（福島県福島市杉妻町 2-16）

### 1.4 賃貸借期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 36 箇月とする。  
なお、再契約に必要な賃貸借内容及び料金については別途協議とする。

## 2 調達要件

### 2.1 モバイル端末管理サービス（MDM）要件

- (1) 管理者が遠隔操作により端末の機能制限ができること。
- (2) 盗難、紛失時に管理者が端末に対して遠隔操作による画面ロック及び端末初期化ができること。
- (3) 管理者が指定する任意のアプリを端末に対してインストール必須又はインストール不可とすることができること。
- (4) 管理画面は Web ブラウザ対応であること。
- (5) 管理画面及び各種マニュアルは日本語対応であること。

### 2.2 Web 会議サービス要件

- (1) 最大 300 台のデバイスが同時に参加するビデオ会議が開催できること。

- (2) iPad (第 10 世代以降) で追加のカメラやマイクを利用することなく利用できること。
- (3) 以下の OS をインストールしたデバイスで利用できること。
  - ア Microsoft Windows10、Windows11
  - イ MacOS 13 以降
  - ウ iOS 及び iPadOS
  - エ Android
- (4) 会議ルームを作成し、ルーム内グループメンバー同士のチャットが出来ること。
- (5) ファイルの共有が出来ること。
- (6) 参加者はライセンスが無くても会議開催者から通知されたミーティング ID を入力するだけですぐに会議に参加できること。
- (7) 開催者画面、参加者画面の録画／会話の録音ができること。
- (8) 開催者が資料、ビデオクリップ及び音声を共有し、共有した画面への書き込みや保存ができること。
- (9) 在席状態の確認及びチャットによるコミュニケーションができること。
- (10) 管理者にて、アカウント内の会議開催数や利用頻度の高い上位ユーザー等、全体情報を把握できること。
- (11) 管理者にて、過去や現在の一つの会議、一人の参加端末までフォーカスし、パケットロスなどの通信状態を 1 分単位で把握できること。

## 2.3 セキュリティ要件

- (1) 全ての会議通信が TLS (256 ビット以上) で暗号化され、盗聴防止されること。
- (2) 画面共有時に透かしを入れることができること。
- (3) ランダムな会議 ID 発行ができること。
- (4) 出席者用の待機室を作成できること。

## 2.4 端末要件

- (1) OS は iPadOS 16 以上がインストールされていること。
- (2) データ通信方式はセルラー及び Wi-Fi に対応していること。
- (3) 画面サイズは 10.2 インチ以上であること。
- (4) 内蔵ストレージは 64GB 以上であること。
- (5) 端末は 22 台納品すること。
- (6) 筐体色は指定しないが、全て同色とすること。

## 2.5 端末の通信回線要件

- (1) セルラー通信方式は LTE/4G に対応していること。
- (2) セルラー通信によるデータ通信容量は 1 回線あたり 20GB 以上/月のデータ通信が利

用可能であること。

- (3) データ通信容量の上限を超えた場合は 128kbps 速度規制がかかること。また、利用可能データ量に到達しなかった場合、その通常速度で利用可能な残データ量 1 ヶ月を繰り越すこと。

## 2.6 電子メールサービス

キャリアメールが 1 台につき 1 アカウント使用可能であること。

ただし、代替となる電子メールサービス等が使用できる場合はこの限りではない。

## 3 納品

以下に示す全ての作業を実施したうえで、令和 8 年 5 月 1 日までに納品すること。

### (1) 運用設計

デジタル変革課と打合せを行い、納品機器や導入サービス利用について適切な運用設計を行うこと。

### (2) 初期設定

上記(1)の運用設計に基づく初期設定仕様を作成のうえ、これに従い、納品機器及びサービスの初期設定を実施すること。なお、初期設定には AppleID の取得を含むものとする。

## 4 携帯端末の補償

### (1) 補償範囲

以下の事象を補償範囲とすること。

- ・水濡れ
- ・全損
- ・紛失
- ・盗難
- ・破損
- ・故障
- ・購入から 1 年を超えた自然故障

### (2) 代替携帯端末、および修理完了携帯端末

上記(1)の補償を適用したうえで納品する代替携帯端末、または修理完了携帯端末は、上記 3(2)に示す初期設定状態以降の、極力最新の状態に受注者が復元を行ったうえで納入すること。

ただし、上記を実施するにあたって必要となる認証情報の授受に不都合がある場合はこの限りではない。